

新潟県内(新潟市内を除く。)における建築基準法第12条に基づく定期報告を要する
特殊建築物等の報告対象および報告時期一覧表

■ 定期報告を要する特殊建築物・建築設備・防火設備

	用途	規模 ※1、※2、※3	報告の時期			
			周期	H28	H29	H30
特殊建築物	劇場、映画館又は演芸場	A \geq 200、F \geq 3	2年		○	
		主階が1階にないもの				
		又は地階 $>$ 100				
	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は集会場等	A \geq 200、F \geq 3	2年		○	
		又は地階 $>$ 100				
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、又は児童福祉施設等	A \geq 300、F \geq 3	3年	◎		
		又は地階 $>$ 100				
	旅館又はホテル	A \geq 1500かつF \geq 3	毎年	◎	○	○
		A $<$ 1500かつF \geq 3	2年	◎		○
		A \geq 300かつF \geq 2 又は地階 $>$ 100 ※4	3年		○	
下宿、共同住宅又は寄宿舎	F \geq 3、A \geq 300かつF \geq 2 又は地階 $>$ 100 ※5	3年		○		
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	A \geq 2000又はF \geq 3	3年			○	
百貨店、マーケット、展示場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、又は物品販売業を営む店舗	A \geq 2000かつF \geq 3	毎年	◎	○	○	
	A $<$ 2000かつF \geq 3	2年		○		
	A \geq 500かつF \geq 2 A \geq 3,000 ※4 又は地階 $>$ 100 ※4	3年			○	
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー	A \geq 300、F \geq 3 又は地階 $>$ 100	2年		○		
※1 F \geq 2(3)は、2(3)階以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものを示します。 ※2 AIは、その用途に供する部分の床面積の合計を示します。 ※3 規模に地階を含んだもの及び百貨店等の用途で、当該用途に供する部分の床面積が3,000㎡以上のものについては、該当する用途部分が避難階のみにあるものは報告の対象外となる場合もあります。 ※4 当該用途の報告時期が1年及び2年の規模を除きます。 ※5 地階 $>$ 100は、サービス付き高齢者向け住宅又は認知症高齢者グループホーム若しくは障害者グループホームに限ります。						
建築設備	建築設備の種類(定期報告を要する建築物等に設けるもので下記に該当するもの)					報告の時期
	換気設備	第1種機械換気設備(換気上有効な給気機及び排気機を設けたもの) 中央管理方式の空調設備				毎年
	排煙設備	機械排煙設備(外気に直接排煙可能な排煙窓等は対象外)				
	非常用の照明装置	予備電源を別置きにしたもの(点検用紐が装着されているバッテリー内蔵型の器具は対象外)				
防火設備	防火設備の種類					報告の時期
	防火扉	随時閉鎖式の防火設備 注)常時閉鎖式防火設備、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備を除く。				毎年 ※6
	防火シャッター					
	耐火クロススクリーン					
	ドレンチャーその他					

※6 経過措置

平成28年5月31日以前に検査済証の交付を受けた防火設備は、平成31年5月31日までに少なくとも1回報告する。

平成28年6月1日から平成29年5月31日までの間に検査済証の交付を受けた防火設備は、平成31年5月31日までに少なくとも1回報告する。

平成29年6月1日以降に検査済証の交付を受けた防火設備は経過措置なし。

【その他注意点】

・病院・診療所又は児童福祉施設等で当該用途の床面積が200㎡以上300㎡未満のものは、随時閉鎖式の防火設備が設置されている場合当該防火設備のみが定期報告対象となる場合があります。

・報告の時期は、新築又は改築(一部改築を除く)の検査済証の交付を受けた直後の時期を除きます。

・報告の時期は、4月1日から9月30日までに報告を行ってください。(提出は(一財)にいがた住宅センターをお願いします。)

※ 報告時期に関する経過措置 6月1日に現存する建築物で、改正建築基準法の施行に伴い新たに定期報告制度の対象に指定され、今年が報告時期のものについては、平成28年12月28日まで報告期限を延長しています。

■ 定期報告を要する昇降機・遊戯施設

昇降機・遊戯施設の種類		報告の時期
エレベーター	専用住宅又は兼用住宅の住戸内に設置されたものを除く	毎年
エスカレーター		
小荷物専用昇降機		
観光のための乗用エレベーター又はエスカレーター		
コースター、ウォーターシュート等の高架の遊戯施設		
リーゴラント、観覧車、アウトバス、飛行塔等の回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの		

・報告の時期は、検査済証の交付を受けた月とする。